# 協働のまちづくりを支える校区の取組

市 長 短 信 H31年2月22日

## 1

## 「校区まちづくり」の取組

## ■校区まちづくり推進事業の展開

## ➤これまでの校区まちづくりの主な取組

- ◎市誕生以来、総合計画における「重点プロジェクト」として、市内の小学校区(全15)による「校区まちづくり」を推進してきた。
- ◎各校区では、10年間の校区まちづくり計画(共創プラン)を策定 し、独自の取組を実施。
- ◎市は、各校区の取組に対して財政的な補助を行うとともに、職員で編成する校区支援班や、公民館長・主事による相談・運営等の人的支援を行ってきた。

### 【主な取組】

## ◆ハード事業

- ◎地域の施設・設備等の整備
  - ・夏まつり用ステージ、備品用倉庫、音響機器など
- ◎青色パトロール車・カーポート整備
- ◎防災資機材
  - ・誘導灯、発電機、消火器、ガソリン携行缶等、備蓄品など
- ◎環境整備資機材
  - ・芝刈り機、草刈り機、チェンソー、鎌など

#### ◆ソフト事業

- ◎地域再発見冊子作成
- ◎校区内危険箇所マップ・避難マップ作成
- ◎登頂記念メダル作成
- ◎通学合宿交流体験の実施























## これからの校区まちづくり

## ■ステップアップを目指す「校区まちづくり推進事業」

## >校区まちづくり推進事業の見直し

- ◎取組が10年目を迎えるにあたり、各校区から意見を聴取しながら 総括を行い、事業の制度見直しを実施。
- ◎また、各校区では「校区まちづくり計画」の検証と改定を行った。

#### 【制度の主な変更点】

- ・取組の重点をハード事業からソフト事業にシフト
- →ソフト事業のみ市の補助率増:90%→100% ※ハード事業は90%(補助限度額の1/2以内)
- ・校区の規模に応じた補助を実施
- →一律の補助から人口規模に応じた補助に変更(上乗せ) ※均等割額(50万円)+人口割額(50~70万円)
- ・使いやすい補助制度へ
- →補助申請手続の簡素化
- →補助対象経費の拡大

## ▶今後の校区まちづくりについて

- ◎校区は、「まちづくり基本条例」に掲げる「協働のまちづくり」 を進める核となる重要な自治組織である。
- ◎これからも、市民の皆様にとっての「最も身近な参画の現場」として、"自助"、"共助"、"公助"の精神で役割を分担し、支え合いながら地域コミュニティを充実させてほしい。
- ◎市としても、地域の自治力向上と活性化のため、市民の皆様が活動しやすい支援を行いながら、共に魅力あふれるまちづくりを進めていきたい。

## 校区まちづくり推進事業 体系図

## 校区

### 【校区運営委員会等】

校区まちづくり計画(共創プラン) に沿った事業の決定、実施

# 連携 🖠

#### 【校区公民館】

校区運営委員会等を支援
(連絡調整役、会議をサポート)

財政的· 人的支援



地域と行政の情報の共有化

行政

校区支援班

地域振興課

(事業マネジメント)



各部局(行政情報の提供)